

一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会 助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会（以下「当法人」という。）の助成金交付に係る基準及びその額について定めたものである。

(対象団体)

第2条 対象団体は、一般社団法人 埼玉県知的障害児者生活サポート協会の各支部とする。

(対象事業)

第3条 この規程の対象事業は、日常生活・就労・権利擁護等に関する「研修会」及び「講演会」および「本人活動の事業」とし、事業の実施においては、事業を主催する支部及び施設利用者とその家族のみの参加に限定することなく、地域との交流が図られるものとする。

(助成金額)

第4条 上限100,000円とする。

(助成対象項目)

第5条 助成対象となる項目は、以下のとおりとする。

- (1) 謝礼（講師・ボランティア等）
- (2) 会場費
- (3) 本人活動に関わる費用

(助成申請と締切)

第6条 申請は、実施月の2ヵ月前までに、別紙の申請書（様式1）を提出する。

(助成金申請審査)

第7条 申請の適否については、申請の都度、理事長が決定する。

(助成金確定及び交付等)

第8条 助成金額決定通知書を送付し、報告書を提出後、指定口座に振込む。

(事業完了報告提出)

第9条 助成を受けた団体等は、事業完了後すみやかに事業内容が明確に分かる写真、領収書などを添付のうえ、別紙報告書（様式2）を提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第10条 申請内容に沿った報告でない場合は助成金を返還させることがある。

第11条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は、平成27年6月16日から施行する。

この規程は、平成29年5月16日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。